

沖縄県立芸術大学教員選考基準
(昭和62年2月19日教授会決定)

改正 平成19年2月22日
平成23年7月28日

第1条 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第3条及び教育公務員特例法施行令(昭和24年政令第6号)第9条の規定に基づき、沖縄県立芸術大学の教授、准教授、講師、助教及び助手の選考は、この基準により行う。

第2条 教授の選考は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者について行う。

- (1) 博士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授の経歴のある者
- (4) 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (5) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

第3条 准教授の選考は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者について行う。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者
- (3) 大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- (4) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (5) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

第4条 講師の選考は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

第5条 助教の選考は、次の各号の一に該当し、教育上の能力があると認められる者について行う。

- (1) 第2条、第3条又は前条に規定する教授、准教授又は講師となることのできる者
- (2) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- (3) 前号の者に準ずる能力があると認められる者
- (4) 専攻分野について、知識及び経験を有する者

第6条 助手の選考は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者

附 則

この基準は、昭和62年2月19日から施行する。

附 則（平成19年2月22日評議会）

（施行期日）

1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

2 この基準の規定による改正後の規定の適用については、この基準の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則（平成23年7月28日評議会）

この基準は、平成23年7月28日から施行する。